

商品概要説明書 【外貨定期預金】

2021年7月1日現在

1. 商品名	・外貨定期預金(先物予約なし外貨定期預金)
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年 なお、1か月ものは自動継続のものに限り取扱います。 ・満期日指定方式 1週間以上 1年未満 ・定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続利息円貨払型、元金継続利息外貨払型または元利金継続型)の取扱いができます。
4. 預入 (1)取扱通貨 (2)預入方法 (3)預入金額 (4)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・米ドル、ユーロ ・一括預入 ・1,000通貨単位以上 ・1補助通貨単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1通貨単位とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまの利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。(なお、マル優はご利用できません。) ・*2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税 (国税15%×2.1% → 0.315%)」が課税されます。 ・法人のお客さまは総合課税となります。 ・為替差益は雑所得として総合課税されます。また、為替差損は、黒字の雑所得から控除することができます。
8. 手数料	・円を外貨にする際の預入時相場(TTSレート)と、外貨から円に戻す際の解約時相場(TTBレート)には、それぞれ公示仲値から1米ドルあたり1円(往復2円)、1ユーロあたり1円50銭(往復3円)の為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。
9. 付加できる 特約事項	_____
10. 期限前解約 時の取扱	・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、解約日における当金庫の当該通貨の普通預金利率により計算した期限前解約利息とともに払戻します。

11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの「金利のご案内（外貨預金金利）」をご覧ください。
12. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> 本商品は預金保険制度の対象ではありません。
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 為替変動リスクがあります。この預金には為替先物予約が付いていないため、為替相場の変動によっては、解約時の円貨額が預入時の円貨額を下回り元本割れが生じる可能性があります。また、為替相場に変動がない場合でも、預入時相場（T T S レート）と解約時相場（T T B レート）との間に米ドルは2円、ユーロは3円の差があるため、解約時の円貨額が預入時の円貨額を下回り元本割れとなることがあります。 この預金は本部へ取次ぎます。この場合、預入または解約は申込日の翌営業日または解約請求日の翌営業日となることのあるとともに、預入円価額または受取円価額が増減することがあります。 この預金の取扱時間は、午前10時30分頃（ユーロ建は11時頃）から午後2時30分頃までです。 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における当金庫の当該通貨の普通預金利率により計算します。 この預金は融資の担保とすることはできません。 旅行小切手及び外貨現金での入出金については、お取扱いいたしません。